

平成29年度 第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時	平成29年6月26日(月) 14:00~15:40
開催場所	ひたちなか市役所第3分庁舎2階防災会議室3
出席者	<p>【委員】</p> <p>ひたちなか市PTA連絡協議会 女性ネットワーク委員会幹事 若野 美澄 ひたちなか市立幼稚園PTA連絡協議会会長 山田 由美 社会福祉法人潮福社会柳沢保育園主任保育士 宮木 幸代 学校法人栄光学園栄光幼稚園教諭 川又 典子 社会福祉法人平磯保育園理事長 川崎 誠 学校法人永山学園理事長 永山 芳和 ひたちなか市校長会 ひたちなか市立外野小学校校長 山崎 泰彦 子育てサロン「えがお」代表 廣瀬 久江 学識経験者(学校長・幼稚園長経験者) 関山 彰夫 ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 湊第1地区民生委員児童委員協議会会長 岡田 宣捷 ひたちなか市自治会連合会副会長 高橋 收 ひたちなか市社会福祉協議会副会長 谷口 かよ子</p> <p>【事務局】</p> <p>福祉部福祉事務所 所長 大山 文朗 福祉部福祉事務所 児童福祉課 課長 井上 亨 係長 土屋 宗徳 係長 佐藤 洋介 教育委員会事務局 総務課 課長 湯浅 博人 課長補佐 一木 宙 教育委員会事務局 学務課 課長 小澤 功 主幹 坂本 圭司 教育委員会事務局 青少年課 副参事 植野 健一</p>
会議次第及び会議の公開又は非公開の別	<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 報告事項 (1) 市内幼稚園の定員の見直しについて〈公開〉 (2) 新子育て支援センター整備の状況について〈公開〉 (3) その他必要な事項について〈公開〉 4 閉会</p>
傍聴者の数	1人
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第1回ひたちなか市子ども・子育て審議会次第 ・平成29年度ひたちなか市子ども・子育て審議会委員名簿 ・市内私立幼稚園の子ども・子育て支援制度移行について(資料1)

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内幼稚園の定員見直し（案）（資料1-②） ・定員を見直す幼稚園の園児数の状況（資料1-③） ・利用定員の見直し，私立幼稚園の子ども・子育て支援制度移行に係るスケジュール（案）（資料1-④） ・子育て支援・多世代交流施設（仮称）の概要（資料2） ・放課後の子どもの居場所に関するアンケート結果（速報値）（資料3）
会議録の作成方法	要約筆記
そ の 他	

【審議内容】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項

（1）市内私立幼稚園の定員の見直しについて

事務局より概要を説明し，その後質疑応答を行った。（資料1，1-②，1-③，1-④）
 質疑応答の主なものは次のとおり。

【委員】 新制度へ移行している幼稚園は茨城県が全国で一番多い。県内に私立幼稚園が190園ある中で，私学助成金をもらっている園は39園しか残っておらず，他は新制度へ移行した。ひたちなか市は6園全てが移行していないが，新制度に移ろうという全国的な流れもあるため，市教育委員会と相談して平成30年度から移行することになった。新制度へ移行するにあたり，幼稚園としては認可定員に対して利用者が少なくてもあまり問題はないが，認可定員をオーバーしていると私学助成金が減額になるといったペナルティがある。今回市全体の幼稚園の見直しの中で，認可定員をオーバーしている幼稚園の定員の増と合わせ，他の園も実態に合わせて定員を下げようということになった。認可定員数については，実際の園児数より少し多めになっているが，それは今回の公立幼稚園の募集停止や，今後幼稚園のまま移行するのではなく認定子ども園の認定をもらいたいという意向があるため，少し幅を持たせていただいた。認可定員オーバーしている園の定員増と合わせ，ぜひご理解いただきたい。

【委員】 資料1にある施設型給付費は，元々保育園で行っている。私立幼稚園は今まで園独自で保育料を設定していたが，今後は保育所と同じく保護者の住民税課税状況に応じて保育料を決定する。私立幼稚園も保育所と同じ制度の中で運営をしていくというかたちになる。

【会長】 私立幼稚園が施設型給付費を受けるようになることによって一番変わることは何か。

【委員】 今までは県から私学助成金をもらっていたが，市から施設型給付費を受けることになる。

- 【事務局】 今までは県と各幼稚園だけのやり取りだったところが、今後は市に毎月施設型給付費の請求を出していただき市から給付費を支払う。市は国や県に交付金を請求し財源に充てる。保育園ではすでにやっている流れである。
- 【委員】 新制度に移行するのになぜ定員を減らすのか。新制度に移行したときに実態にあわせなければならないということか。
- 【委員】 正直なところ、認可定員はオーバーしていなければ今までどおりでも構わない。だが実態に合わせるのがよいのではないかということで変更することになった。
- 【委員】 減らす理由はあまりないということか。
- 【事務局】 新制度では、認可定員の範囲内で、実態に応じた利用定員を定めなければならない。新制度移行後は市から施設型給付費を払うが、それは国が公定価格を定めており単価が決まっている。その単価は認可定員ではなく利用定員の人数に応じて設定されており、利用定員をあまり実態とかけ離れて多くしてしまうと、子ども一人当たりの単価が安くなってしまう。保育所もそうだが利用定員が多いほど単価が安くなってしまうので、園の経営も圧迫してしまうことになる。そのため幼稚園の実態に合った定員にしていく必要がある。
- 【委員】 利用定員を多くしておく、低い単価に人数をかけることになるので給付費が少なくなるということか。
- 【事務局】 少ない人数に低い単価をかけることになる。単価の設定は結構細かく、30人単位で分かれていて、利用定員が300人を超える大きな園は下げ止まりでありこれ以上単価は下がらないが、定員が250人くらいだと給付費に影響が出てくる。
- 【委員】 なぜ子ども・子育て審議会が審議をしなければならないのか。
- 【事務局】 認可定員については、この審議会で諮ることはないが、新制度では利用定員を定めなければならない。市が利用定員を定めて、市の施設型給付費の対象だという確認を行う。子ども・子育て支援法の中で、利用定員を定めて確認を行うことになっているが、その利用定員を定めるにあたり、子ども・子育て審議会で意見を聞いたうえで定めるようにとされている。利用定員についてははっきり認可定員が決まったら改めて正式にご審議いただきたい。
- 【事務局】 補足として、子ども・子育て審議会でも利用定員を諮る際に、需要量の見込みを立てる必要がある。定数だけではなく、子どもの数の推移や保育所と幼稚園のバランスなどを今までの審議会でも諮っている。全体のバランスの中で適正な利用定員を定めることが重要であるため、行政だけではなく子ども・子育て審議会という第三者の立場からの意見を聞いて定めることが必要なのだと思う。
- 【事務局】 審議会へ諮る流れとして、新制度の施設型給付費の対象になるときに、確認という手続きを園から市に申請をあげていただき、市が審議会に利用定員に関する意見を伺ったうえで、園の利用定員及び正式に施設型給付費の対象となることを確認し、施設型給付費をお支払いする。
- 【委員】 新制度移行で最も大きい変化は利用者負担である。今まで私立幼稚園は年齢によって一律の保育料だったが、新制度に移行することによって住民税の課税状況に応じた利用者負担が変わる。

- 【事務局】 保育料が統一されるとともに応能負担になるので、保育所と幼稚園の保育料の考え方が横並びになる。私立幼稚園が新制度に移行することでプラスになることも多いと思う。市との関わりも増えるため、本市における幼稚園の園児数の割合が公立15%、私立85%という中で、今後は幼保小連携等をさらに進めていくなど、幼児教育の中で統一した動きも期待されることだと思う。
- 【委員】 新制度に移行するにあたり、幼稚園で大変なのは事務である。今まで県に補助金の申請をする場合は年に1回、5月1日現在の園児数などを出して県に提出すれば10月に補助金が入っていた。新制度に移行すると毎月市町村に請求する必要がある。複数の市町村から通園していると別々に請求するようになる。国は事務関連の補助金を出すと言ってるが、一番心配していることである。
- 【会長】 今回の保育所の事務手続きと同じになるということか。
- 【委員】 同じになる。
- 【委員】 ひたちなか市外の市町村から通園することを広域入所と言うが、請求の様式は同じでも送付先が異なる。しかも毎月である。毎月園児数に変動があるのでそれによって収入が違ってくる。
- 【会長】 市が保護者の住民税の課税状況に応じて利用者負担を定めるということは、私立幼稚園の保育料はどこも同じになるということか。
- 【委員】 幼稚園によって管理費や維持費など保育料以外の実費の徴収で違いは出てくると思うが、保育料としては同じになる。ひたちなか市の利用者負担は今のところ近隣の水戸市、那珂市、東海村の中で一番高い。せっきやく新制度に移行するので、利用者負担が軽減すれば非常にありがたい。
- 【会長】 そういった検討事項もあるということか。
- 【事務局】 はい。
- 【委員】 公立幼稚園に通っている保護者の方に意見を聞きたい。公立幼稚園が減らされることについてどのように思っているのか。
- 【委員】 公立幼稚園は徒歩通園が前提なので、近隣の公立幼稚園がなくなることになると、地元の子どもたちがどこの幼稚園に行くのか不安はある。
- 【委員】 公立幼稚園は原則徒歩通園とのことだが、今後について市はどのように考えているのか。
- 【事務局】 2月の審議会でもご意見をいただいたところではあるが、私立の幼稚園に比べて公立幼稚園の園児数の減少の割合がここ10年非常に大きいものがあり、ピーク時の約3分の1程度まで減少している。園によっては1クラスが10人前後となり、幼児教育を行ううえでは環境的に厳しい状況が続いている。そのため今回の再編についてお示ししたが、その中でも特に那珂湊地区は園児数が少ないものの私立幼稚園がないため、1園のみ若しくは全て閉園ということではなく、施設や保育室、通園距離等を勘案した中で、那珂湊第一幼稚園と那珂湊第三幼稚園の2園は幼児教育の機会を確保するという意味でも残すことになった。
- 【委員】 保育所に行けないお母さんや専業主婦のお母さんが平磯地区や阿字ヶ浦地区にもいる。その人たちの4・5歳の子どもをどうするのかという問題がある。それは那

珂湊第一幼稚園や那珂湊第三幼稚園に来てもらうということか。

【事務局】 今現在も、公立幼稚園には園区というものは設けていない。近所の方が近くの幼稚園に通っている率は高いが、広範囲にわたって通園をしている。再編後の公立4園については、それぞれの園の方針に基づき、三世代交流を含めた地域のコミュニティとの連携の充実や、特別支援教育の通級学級の設置など、各園で特色を出していこうと考えている。そういった中で保護者の方に選んでいただく。通園に関してはご不便をかけるが、現時点では保護者の送り迎えを前提として考えている。ただし、今現在も各方面からご意見をいただいております、幼稚園バスを必要とするのか、それとも周辺整備を進めていく中で駐車場の整備を重点的にやっていった方がいいのか、コミュニティバスの利用等はどうかなど、通園方法については今後も検討を重ねていく。

【会長】 私立幼稚園は那珂湊地区に送迎バスは入っていないのか。

【委員】 6園ともバスは持っている。湊地区の一部しあわせプラザあたりまでは行っているが、それのほかまでは始業時間の関係で行けていない。

【委員】 前に他市町村で、集まるところを一か所設けてそこから各園送迎をしているとの話があったが、コミュニティバスをもっと活用するなど、送迎手段についてはぜひ考えてほしい。

【事務局】 いろいろな選択肢がある中で、議論を重ねていきたいと考えている。

【委員】 幼稚園と保育所の申し込み先について、水戸市は幼児教育課保育係にまとめられているが、ひたちなか市もそのようになるのか。

【事務局】 窓口の統合については現在議論しているところである。市民の利便性を最優先として、内部でワーキンググループを作り、こういった形がいいのか検討している。できれば私立幼稚園が新制度に移行する平成30年度に間に合うよう進めている最中である。

(2) 新子育て支援センター整備の状況について

事務局より概要を説明し、その後質疑応答を行った。(資料2)

質疑応答の主なものは次のとおり。

【委員】 乳幼児エリアにはおむつ替えの台は設置するのか。

【事務局】 乳児エリアと一時預かり室の間がお手洗いやおむつ替えの台があるエリアになっている。プレイルームの隣にもお手洗いとおむつ替えの台があるエリアがある。

【委員】 子どもを預かるので、もしインフルエンザに罹った子を連れてきてしまったなど、そういった場合の病院との連携はどのように考えているのか。

【事務局】 センターに看護師は常駐しないため、施設の中で完結することはできないが、児童福祉課の子ども子育て支援コーディネーターも保健師であり、つだ保育所にも一時預かり事業に関わっている看護師がいるので、そういった部分でノウハウはある。医療機関等との連携については、保育所と同じような関係を結んでいきたいと考えているので、しっかりと対応していきたい。

【委員】 一時預かり事業も定着してきて、利用に抵抗がなくなっていると思う。だが

9時から17時までという時間だとリフレッシュや買い物時に利用するお母さんしか預けられないと感じる。この前サロンに来たお母さんに、第2子出産予定であるが、1週間は遠くに住む親や姉妹が来てくれるが、その後上の子の面倒をどうしたよいか心配であるとの相談を受けた。東石川保育所やつだ保育所でも一時預かりをやっているが、定員があるのでなかなか利用できないとの話であり、一時入所も送り迎えができないということで、児童福祉課に相談するよう案内した。子どもを産んでくれる人への支援の必要性を感じた。

【事務局】 一時保育事業のほかに緊急保育事業、夜間の支援であればショートステイという事業がある。さらに送迎をお願いしたいということであれば、ファミリーサポートセンター事業がある。前回の審議会でも新子育て支援センターに子育て支援コーディネーターを置くべきだとのご意見をいただいたが、子育て支援コーディネーターというのは今のような疑問にしっかり答えられる人材だと思っている。先ほど新子育て支援センターに9名の保育士を配置すると説明したが、ただ単に一時預かり事業を受けることだけではなく、子育ての不安や制度について一緒に考えられる人材を配置し、誰もが気軽に相談できる体制を作っていくことが重要だと思う。地域で活動している中でそういう不安に思っている方を児童福祉課の方にご案内いただき、どういった形が望まれるのか、要望にできるだけ沿ったものをコーディネートしていきたいと考えている。

【委員】 ひとりひとりによって状況や環境が違うので、その人にあったものというのが難しいのはわかる。コーディネーターの設置によってそこに行けば欲しい情報が確実に得られるということが浸透していくとよい。緊急保育については、出産だとおおよその予定はわかっても日にちがずれるため予約等が難しい。妊産婦だけの一時預かりというのはできないか。

【事務局】 一時預かり等の利用者がいないとき、行政がそのままの空き状況にしておくわけにはいかない。誰に優先順位を与えるのかは非常に難しい。保育の受け皿に幅があればもう少し対応できるが、やはり人気があり、受け入れに余裕がない。一時預かりについては9時から17時までであっても、つだ保育所の預かり保育の利用者は、年間で1日預かりが600人、半日預かりが300人を超えている。なかなか予約が取れないという状況もあるので、9時から17時までであっても、ひたちなか市にもう一つ一時預かりができるということは大きな進歩である。ただし、保育士の確保など厳しい環境にあるのも事実である。緊急保育、一時預かりに需要があるのはわかるので、そういったところにも対応できるような体制をこれから構築していかなければならない。一人一人の思いに添えていくのは本当に難しいが、多様なサービスがあるので、コーディネートという部分で一歩前に進めていけるように議論していきたい。支援センターについては保育士を配置するので、特に正職員として配置する職員についてはそういったコーディネートができるような体制がとれるようにしていきたいと考えている。

【委員】 コーディネーターの育成はどのように行うのか。人員確保の目処はあるのか。

【事務局】 コーディネーターについては研修等を行っていく必要はある。ひたちなか市の特

性として地域の中でサロン活動をやっていただいている方も非常に多いが、今までお願いしたきりでなかなか連携が深められなかったこともあり、現在そういった地域支援をコーディネーターには力を入れてやってもらっている。一人一人のケースに応じたきめ細やかなコーディネートをし、今現在できているかと言ったらそこまでできていない。新子育て支援センターには保育士を配置するため、サービスに関する情報提供だけではなく、保護者と同じ目線に立って話を聞いてあげるといった意味では、保育現場で長年保護者の対応等をしてきている方を配置し、新たなコーディネーターという機能を持たせることによって、市民の需要に応えられるように勉強会等もしていきたい。

【委員】 最初の相談で、これだけのサービスがありますがどうしますかと言われても、おそらくわからない人はそのままになってしまう。相談があったときに必要な機関に連絡を取ってくれて、繋ぐところまでやってくれるくらい力のある方でないと意味がない。そういったコーディネーターというのはすごい力が必要だと思う。これだけの施設を運営していくにはそれなりの勉強をしていかないと難しいのではないかな。

【事務局】 運営していくだけでも相当大変であるので、市全体の事業とらえる必要もある。やはり入り口としては「コーディネーター」という名前が、市民とすれば助けられるだろうという感覚があると思うので、コーディネーター側もそういった意識を徹底し、児童福祉課の今までの繋がりや私立幼稚園、民間保育園とも連絡を取り合いながら、多方面から支援をできるような体制づくりを、開所に向けてしっかり準備していかなければならない。

【委員】 いつぐらいに募集してそういった人を育てるのか。

【事務局】 市職員のOGに声をかけて、ベテランの方に入っていただくことになっている。また、9人の保育士の確保は難しいので、東石川つどいの広場の機能を8月いっぱいまで停止させ、ほのぼのした雰囲気がいという方たちはつだのひまわりに移っていただく。東石川つどいの広場の職員もひまわりに異動する。現在ひまわりにいる3人の職員と一人の嘱託職員を新しい子育て支援センターに異動させ、さらにそれを補完するような職員を、OGを含めてすでに確保しているところである。そのため、ただ単にアルバイト的に入る方ではなく、今まで行政の保育や社協の中でアドバイザーをやっていた方たちを選んで確保しているので、スタート時点では人員の配置は可能である。ただコーディネート業務というところについて、どこまで深くできるかは今後研修や意識の徹底といったことはやっていかなければならない。

【委員】 内容によって誰が担当となっていて、次の日に行ったら話が全く分からないということがよくある。これだけのものをやる以上はスタッフに対して情報共有の徹底を要望する。

【事務局】 ただ親子で遊ぶ場所として利用する方もいれば、継続的に支援をしていかなければならない方もいると思う。継続的な支援が必要となれば、児童福祉課には家庭児童相談室もあるので、専門的な部分につなげていくことは可能である。ケースによってしっかり対応しなければならぬと認識している。

【委員】 新子育て支援センターというのはいつから使えるのか。

- 【事務局】 10月からを予定している。工事の進捗は良いようなので、予定通り8月までには内装工事が終わるようだが、外装工事が若干残るとのことなので、10月の初旬を目処に、いつが確実にオープンできるのか今検討している。
- 【委員】 現場として一時預かりの問い合わせは確かにある。一時預かりも1日だけならよいが2～3週間や1ヶ月といった場合のお子さんもいる。そういったお子さんをそちらに繋いでもよいか。
- 【事務局】 基本は1日又は半日単位である。しかし、例えば緊急保育としての受け皿が確保できないようなケースも考えられるので、その時に行政が1日だけだということに対応してよいのかということとまた違うと思う。そこは緊急性や公平性で判断していかなければならないが、基本的には子どもを一時的に預かる場所なので、継続的な保育とは色分けをしていかなければならないというのも事実である。やはり1日単位、半日単位が原則になる。
- 【委員】 引継ぎの話があったが、病院のナースセンターの場合だと、日勤の人と夜勤の人がいて、ノートなどで引継ぎをしている。そういったことも必要だと思う。
- 【事務局】 お母さんの精神疾患を伴うような専門性が必要なケースについては、そこで受けるのは厳しい部分がある。そういった専門性を持っているのは家庭児童相談室のケースワーカーや家庭児童相談員なので、そういったところと連携を図れるのも市役所の強みである。入口としてはコーディネーターを活用し、一人ひとりにあったサービスに促していけるような体制にしていければよいと思う。
- 【委員】 お母さんの相談窓口としてそういった場所があるということは聞いたが、子どもの立場から、子どもが自由に自分の意志で駆け込める場所というのにも必要なのではないかと感じた。
- 【委員】 「困った時にどうしますか」というアンケートで相談する相手として親など記入されるが、虐待といった大きな問題になったときに、子どもが駆け込める場所はどうかというのはある。学校としては情報を聞くことはできるが入っていけない部分があるので、そういったところで児童福祉課お願いすることになる。また、今年度からスクールソーシャルワーカーが配置されたので、ワーカーが直接子どもに声をかけ相談していくというかたちになるかと思う。
- 【事務局】 重篤な事故につながるケースでは、子供が虐待をされていることを受け入れるしかならない状況になっている場合もある。地域全体として虐待というものに対して機運を高めていくことが必要だと思う。児童福祉課も子どもからの相談専用のQRコードを作ったり、国も189（いち早く）でつながるホットラインを設置しているが、なかなかそこにたどり着かず、全国的には大変な事故もあるので、しっかりと地域の目も含めて子どもが孤立していたり、そういった声が聞こえた時には、ためらいなく市や児童相談所に連絡するなど、まわりの大人が常に意識していく必要がある。
- 【会長】 制度的なことも大事だが、子どもが身近な大人に口に出せるような教育などをしていくのが大事なのかと思う。

(3) その他必要な事項について

昨年度実施した「放課後の子どもの居場所に関するアンケート」の結果の速報値について事務局より報告した。(資料3)

5 閉会